平成２２年（フ）第１８６２８号
東京都足立区平野２丁目７―18
破産者　岩崎　　彰
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６８６号
神奈川県横浜市中区山下町１番地　シルクセンター国際貿易観光会館405号室
破産者　トリゴンソフト株式会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６８７号
神奈川県横浜市港北区綱島西４丁目９―８―102
破産者　平田　貞武
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７９９号
東京都葛飾区高砂６丁目３番４号
破産者　株式会社メイト
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８１４号
東京都大田区東海３丁目９番１号　大田ステイタスビル
破産者　有限会社大田トミタ
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８１５号
神奈川県横浜市戸塚区南舞岡１丁目11―５―101
破産者　大出　一明
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８８７号
東京都品川区西五反田５丁目５番５号
破産者　株式会社ヒラオ
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９０７号
東京都板橋区前野町２丁目24番１号
破産者　株式会社ホップ
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９０８号
東京都中野区上高田２丁目36―９―102
破産者　高橋　和男
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９２２号
東京都府中市西府町３丁目16番29
破産者　株式会社シビル・トラスト
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９３９号
東京都文京区本郷１丁目15番地６号　ＭＫビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目24番５号
破産者　株式会社パピーズアスリート
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９４１号
埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻４丁目２―４―Ａ―603、開始決定時の住所埼玉県上尾市上尾下686―14
破産者　矢野伊知子
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９７１号
東京都杉並区下高井戸３丁目３番３号　チェリータワー402、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市麻生区万福寺１丁目12番１号クロスアベニュー701
破産者　有限会社エストプランニング
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９７２号
東京都杉並区下高井戸３丁目３―３　チェリータワー
破産者　川井　一明
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０１０号
東京都足立区西伊興３丁目８―14―101
破産者　鈴木　昭喜
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０２３号
茨城県取手市白山６丁目８―17―Ｂ101
破産者　長妻　俊明
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０２４号
茨城県取手市白山６丁目８―17―Ｂ101
破産者　長妻　ゑみ
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０６３号
東京都墨田区八広６丁目５番３号
破産者　有限会社曳政内藤組
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０６４号
東京都葛飾区東四つ木４丁目７―12―208
破産者　内藤　善弘
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０６５号
東京都葛飾区東四つ木４丁目７―12―208
破産者　内藤　典枝
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１８１号
東京都町田市高ケ坂1857　公社住宅Ｃ822
破産者　伊藤　良一
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部